

原管発官R4第275号

令和5年3月24日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置許可に係る
工事計画変更届出

柏崎刈羽原子力発電所の工事計画について、令和5年3月9日付けをもって変更しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第3項の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 東京電力ホールディングス株式会社

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明

2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 柏崎刈羽原子力発電所

所 在 地 新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村

3. 変更の内容

柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置許可申請書は、昭和52年9月1日付け52安(原規)第250号をもって許可を受けました。

また、平成21年8月12日付け原管発官21第170号をもって変更申請を行った原子炉設置変更許可申請書につきましては、平成22年4月19日付け平成21・08・12原第11号をもって変更許可を受けましたが、その内容のうち、1号炉の低電導度廃液系のクラッド除去装置の廃止に伴う工事については、平成22年4月28日付け原管発官22第39号、平成22年7月29日付け原管発官22第196号、平成23年6月17日付け原管発官23第150号、平成26年7月25日付け原管発官26第154号、平成28年2月10日付け原管発官27第260号、平成30年7月26日付け原管発官30第84号及び令和2年7月30日付け原管発官R2第109号をもって変更届出を行なっております。1号炉の固化装置の廃止に伴う工事については、平成22年4月28日付け原管発官22第39号、平成22年7月29日付け原管発官22第196号、平成23年6月17日付け原管発官23第150号、平成26年11月14日付け原管発官26第213号、平成28年2月10日付け原管発官27第260号、平成30年7月26日付け原管発官30第84号及び令和2年7月30日付け原管発官R2第109号をもって変更届出を行なっております。5号、6号及び7号炉共用の固化装置の変更に伴う工事については、平成22年7月29日付け原管発官22第196号、平成23年6月17日付け原管発官23第150号、平成25年10月1日付け原管発官25第398号、平成26年11月14日付け原管発官26第213号、平成27年7月10日付け原管発官27第108号、平成28年6月22日付け原管発官28第130号、平成29年4月18日付け原管発官29第17号、平成30年4月9日付け原管発官30第17号、平成31年4月26日付け原管発官31第14号及び令和3年3月24日付け原管発官R2第281号をもって変更届出を行なっております。

今回、上記工事計画を添付のとおり変更いたします。

4. 変更の理由

1号炉の低電導度廃液系のクラッド除去装置の廃止に伴う工事については、発電所の運転状況を考慮し、工事の詳細設計実施時期及び工事実施時期を見直した結果、1号炉の固化装置の廃止に伴う工事及び5号、6号及び7号炉共用の固化装置の変更に伴う工事については、発電所の運転

状況を考慮し、放射性廃棄物発生量の想定を見直した結果、工事計画を変更しました。

なお、本届出は、施設の設計及び工事の内容を変更するものではなく、施設の安全性に影響を与えるものではありません。

以 上

